

たる場合に於ては市條例の定むる所に依り、手数料を徴收することを規定し、其の徴收權を行ふ者が、公共團體に屬する場合を規定したのであつて、公共團體も徴收權を行ふ場合に限るべきものである、徴收權なき者が他人が賦課し命令したる占用料、其の他の収入金は納付を督促する權限は特に法律に依りて授權せざる限り爲し得べきものではない若し論者の如く公共團體が徴收するものでありとすれば、道路法第五十五條第二項の規定等は空文に屬することゝ爲る。(田中幹事)

四

問 都市計畫事業として、道路の改築を爲す場合に於て、必要あるときは無償にて瓦斯會社に瓦斯管の移轉を命ずることを得るや(神戸市K.M生)

答 道路に瓦斯管を埋設するは、道路の占用であつて之が占用の許可も道路に關する工事の爲必要あるときは、道路法第五十一條の規定に依り、其の占用の許可を取消し、其の效力を停止し、道路に存する工作物其の他の物件を改築除却せしむることを得るが故に、瓦斯管の移轉を命し得べきは勿論であるが同條は此場合に於ける損害の補償に關し、公益上の必要に依り前記の處分を爲す場合に於てのみ損害の全部又は一部を補償すべきことを規定し同條第一號乃至第四號に依り爲したる處分に依り生したる損害の補償に關し何等規定せざるが爲道路に關する工事の爲必要ある場合

に瓦斯管の移轉を命したるときは、それに依り生したる損害を補償する必要がないことは明かである、常に道路管理者、瓦斯會社間に問題と爲るのは、道路を改築して電氣軌道を敷設する場合に於て、瓦斯管の移轉が専ら電氣軌道を敷設するが爲必要を生したるに拘はらず之を道路に關する工事の爲必要なるものとして移轉を命せんとすることである、電氣軌道を敷設するが爲瓦斯管を移轉せしむるのは、同條第五號に所謂公益の爲必要なるものとして瓦斯管埋設の爲にする道路の占用許可を處分すべきものであつて此場合に於ては移轉の爲生したる損失を補償すべきことを必要とするのであるから、瓦斯管の移轉を要求する道路工事は如何なる範圍の道路工事であるかは重大なる問題と爲るのであるが、道路を道路構造令又は街路構造令に規定した標準に築造するのが所謂道路工事であつて、軌道を敷設するが爲構造令の標準以上に道路を築造するものは軌道工事である、例へば道路の築造としては瓦斯管の移轉を必要としないが、軌道を敷設する爲枕木を地下に埋設する必要上瓦斯管を移轉せしむる如きは軌道工事として觀察すべきものであつて、此場合に於て瓦斯管移轉の爲要する損失は軌道經營者に於て負擔すべきものである(田中幹事)